

東播磨港船舶津波対策実施要綱

平成 18 年 3 月 9 日 制定
平成 24 年 8 月 1 日 一部改正
平成 25 年 7 月 1 日 一部改正
平成 26 年 7 月 2 日 一部改正
平成 27 年 6 月 23 日 一部改正
令和元年 7 月 3 日 一部改正

I 総 則

1. 本実施要綱は、津波発生時において、港則法の規定に基づいて東播磨港長（以下「港長」という。）から東播磨港における船舶に対して発出される「第一体制（津波警戒勧告）」及び「第二体制（津波避難勧告）」に対応した船舶の措置内容（以下「勧告等」という。）及び勧告等の情報伝達方法を定め、もって船舶の安全確保及び津波による被害の防止に資することを目的とする。
2. 勧告等は、気象庁から兵庫県瀬戸内海沿岸に対して発表される「津波注意報」及び「津波警報又は大津波警報」の区分に応じ同時刻に発出される。
3. 船舶及び台風津波対策部会会員（以下「船舶等」という。）は、平素から地震発生情報を入手したときは速やかにテレビ、ラジオ、携帯電話、メール、ワンセグ放送等あらゆる手段を用いて気象庁が発表する津波情報の把握に努め、船舶及び乗組員の安全確保を最優先に、II 実施要領 1 項目「勧告区分及び措置内容」に定める措置をとることとする。
なお、地震被害等により港長から勧告が伝達されない場合においても、船舶等は勧告等に対応した措置を講じるものとする。
4. 勧告等は、気象庁が「津波注意報」、「津波警報」又は「大津波警報」の解除を発表し、港長が港内の安全を確認した後解除されることとなる。

II 実施要領

1. 勧告区分及び措置内容

気象庁が発表する警報・注意報の区分	港長が発出する勧告の区分	措 置 内 容
津波注意報 (予想される津波の高さが高いところで 0. 2 m 以上、1 m 以下の場合であって	第一体制 (津波警戒勧告)	各船舶は、津波情報を収集し、係留の強化、出港準備等津波対策に留意すること。 さらに必要な場合は荷役を中止し、港外の安全な海域へ避難す

津波による被害のおそれがある場合。)		ること。
津波警報 大津波警報 (津波警報：予想される津波の高さが高いところで1 mを超え3 m以下の場合。 大津波警報：予想される津波の高さが3 mを超える場合。)	第二体制 (津波避難勧告)	各船舶は、乗組員の生命の安全を第一に考慮し、次のとおり対応すること。 1 各船舶(小型船舶を除く。)は、原則として速やかに安全な海域へ避難すること。 2 津波到達予想時刻までに安全な海域へ避難できない船舶は係留強化等保船に万全の措置をとること。 3 小型船舶は、津波到達予想時刻等を考慮のうえ安全な海域への避難又は乗組員等の陸上避難に余裕のある範囲で係留強化等流出防止措置を講じること。
津波注意報、津波警報、大津波警報解除	港長が港内の安全を確認後、津波警戒勧告又は津波避難勧告が解除される。	入港又は港内を航行する船舶は、港内の航行規制等の状況を把握し安全に留意すること。

注：上記勧告解除後においても、港長は、状況に応じて「航行自粛勧告」、「航行制限」及び「航泊禁止」等の措置を講じることがあるので留意すること。

2 勧告等の情報伝達方法

(1) 情報伝達手段

- イ 東播磨港台風津波対策部会情報伝達系統図により電話FAXにより事務局から部会構成員へ伝達する。(通信回線に被害がなく使用可能な場合に限る。)
- ロ 情報伝達を受けた部会構成員は関係船舶に周知する。
- ハ 上記のほか、次表のとおり情報提供される。

伝達手段	伝達方法
無線電話等	第五管区海上保安本部から ① 国際VHF（使用電波16／12ch）にて放送される。 ② 部会構成員に対し一斉にFAX送信される。 （いずれも南海トラフを震源域とする地震津波に伴う「津波避難勧告」に限る。）
インターネットサイト	姫路海上保安部 海の安全情報（沿岸域情報提供システム）に掲載される。
巡視艇等	巡視艇により拡声器等により周知される。

注：大規模地震・津波の襲来により、停電又は通信手段の確保が困難となることを想定し、日頃から船陸間において津波発生時における情報伝達及び避難措置等について確認に努めること。

(2) 情報伝達の内容

勧告等の情報は、別添「情報伝達例文(津波)」により伝達する。